

平成 31 年 2 月 1 日
九州地方整備局
九州運輸局

「福岡県踏切道改良協議会」を開催します ～ 地域の実情に応じた踏切道対策を検討～

国土交通省では、改正踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として、全国 8 2 4 箇所（九州管内 2 9 箇所）の指定を行っております。

今回、福岡県内の法指定踏切である甲植木 2 号踏切、鳥居踏切、山口踏切、
下大利 12 号踏切及び下大利 14 号踏切について、改良計画の作成に向けた協
議を行うため、踏切毎に設置された地方踏切道改良個別協議会を「福岡県踏
切道改良協議会」として合同開催しますので、お知らせします。

地方踏切道改良個別協議会は、道路管理者、鉄道事業者及び広域的な観点・
専門的な知見を有する行政機関、地域の関係者等によって組織され、地域の
実情に応じた踏切道対策の検討等、地方踏切道改良計画の作成及び実施等に
関し必要な協議を行い、指定された踏切道の対策促進を図るものです。

記

- 日 時：平成 3 1 年 2 月 4 日（月）
1 0 時 3 0 分～1 2 時 0 0 分（予定）
- 場 所：福岡県粕屋総合庁舎 3 階 大会議室
福岡県福岡市東区箱崎 1 - 1 8 - 1
- 議 事 内 容：福岡県踏切道改良協議会の設立趣旨について
地方踏切道の改良計画の作成状況等について
- 取材について：会議内容は非公開ですが、冒頭挨拶及び設立趣旨
までのカメラ撮りは可能です。

〈問い合わせ先〉

【全般、道路に関するもの】

国土交通省九州地方整備局道路部

地域道路課長 甲斐 靖志 092-476-3531（地域道路課 直通）

【鉄道に関するもの】

国土交通省九州運輸局鉄道部

計画課長 犬塚 誠 092-472-4051（計画課 直通）

技術課長 白浜 和之 092-472-2520（技術課 直通）

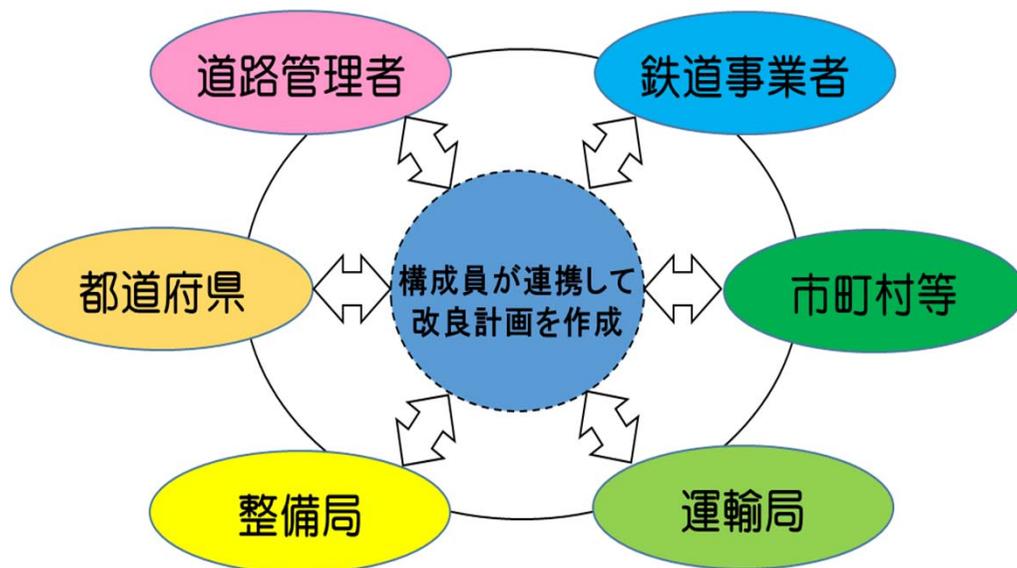
地方踏切道改良個別協議会

○地方踏切道改良個別協議会は、道路管理者、鉄道事業者及び広域的な観点・専門的な知見を有する行政機関等によって組織され、地域の実情に応じた踏切道対策の検討等、地方踏切道改良計画の作成及び実施等に関し必要な協議を行うものです。



福岡県踏切道改良協議会

■協議会の構成



■合同協議会の構成

(福岡県内の指定踏切道6箇所)

- ・道路管理者
 - ・鉄道事業者
 - ・福岡県(所在地県)
 - ・九州地方整備局
 - ・九州運輸局
- 等

福岡県踏切道改良協議会 協議対象箇所

踏切道		鉄道				該当する指定基準 (踏切道改良促進法施行規則)			
位置	名称	事業者	線名	種別	路線名				
福岡県糟屋郡須恵町	甲植木2号	九州旅客鉄道(株)	香椎線	町道	柴原～飛越線	第2条第8号	—	—	—
福岡県京都郡苅田町	鳥居	九州旅客鉄道(株)	日豊線	県道	苅田採銅所線	第2条第10号	—	—	—
福岡県筑紫野市	山口	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	県道	基山停車場平等寺筑紫野線	第2条第2号	—	—	—
福岡県太宰府市	下大利12号	西日本鉄道(株)	天神大牟田線	市道	関屋・向佐野線	第2条第1号	—	—	—
福岡県太宰府市	下大利14号	西日本鉄道(株)	天神大牟田線	市道	古川・半田線	第2条第2号	第2条第4号	第2条第8号	第2条第9号

踏切道改良促進法施行規則（抄）

（踏切道指定基準）

第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により改良すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

- 一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの
- 二 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの
- 三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの
- 四 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの
 - ロ 踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの
 - ハ 踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの
 - ニ 踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの
- 五 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの
 - ロ 踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの

ハ 前号ハ及びニに該当するもの

六 踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時以上のものであって次のいずれかに該当するもの

イ 踏切遮断機が設置されていないもの

ロ 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

七 直近五年間において二回以上の事故が発生したもの

八 通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

九 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者又は障害者の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十 前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの